

福岡地方裁判所委員会（第7回）議事概要

1 開催日時

平成17年5月10日午後1時30分～午後5時00分

2 場所

福岡地方裁判所小会議室

3 出席者

（委員）

近藤敬夫委員長，夏樹静子副委員長

石村一枝委員，狩野啓子委員，古賀靖子委員，田邊宜克委員，谷敏行委員，野口郁子委員，福島康夫委員，牧真千子委員，矢吹雄太郎委員，吉井勝敏委員（五十音順）

（福岡地方裁判所）

宮本禎一郎事務局長，保久村登民事首席書記官，轟田一夫刑事首席書記官，立川治福岡簡易裁判所首席書記官

（説明者）

六反浩二広報係長

（庶務：福岡地方裁判所事務局総務課）

梶井宏一総務課長，尾方誠司総務課課長補佐，柏原慎一総務課専門官

4 議事（□委員長，△副委員長，○学識経験者委員，◎法曹委員，◇裁判所）

(1) 議事概要について

□ 第6回の議事概要は，既に配布したとおり，委員長と副委員長で確認・修正したものを掲載している。

(2) 資料の配布及び要望について田邊宜克委員から説明

ア 広報誌「ウォーク」について

弁護士会の広報誌で，「裁判員制度」広報の特集号になっているので，各委員には，是非ご一読していただきたい。

イ 「検察官・裁判官増員資料集」について

日弁連がまとめた、検察官や裁判官の増員を求めるための基礎資料集で、地裁委員会として裁判所の運営を考える上で「裁判官の数」の問題は欠かせない視点の一つであると考えるので、これを各委員に是非一読していただきたい。

ウ 第2期地裁委員選任に関する要望

8月には第2期の地裁委員会委員の選任がなされるが、これまで2年間委員を経験された「市民委員」の方々の知識・経験は、当委員会にとって貴重な財産だと考えるので、これらの方々を是非とも再任していただきたい。

(3) 福岡地方裁判所への来庁者アンケートの結果について

(柏原慎一総務課専門官から来庁者アンケートの結果について説明)

- ◇ 福岡地方裁判所利用者に対するアンケートの実施期間は平成16年12月15日から同17年3月31日までで、アンケート回収総数は368であった。集約の結果、①裁判所の場所は、約90パーセントの方がすぐに分かったという結果が出ているが、庁舎内で用務先がなかなか分からなかったという意見が、飯塚支部を除いて約30パーセントあったこと、特に本庁では47パーセントもあったことは、今後の課題だと考える。また、②「裁判員制度」という言葉を知らないと回答した方が40パーセント程度いたことは、今後の広報活動の必要性を示すものであり、③裁判員制度に関し、分からないことや関心を持っていること又は不安に思っていること等の質問に対しては、多数の具体的な回答が寄せられており、広報の内容を検討する際に活用していきたい。

(4) 裁判員制度についての世論調査結果の概要等について

(尾方誠司総務課課長補佐から裁判員制度についての世論調査結果の概要等について説明)

- ◇ 今回の世論調査の実施機関は内閣府大臣官房政府広報室、調査日は平成1

7年2月で、全国の20歳以上の者から3000人を無作為に抽出して調査員による個別面接による聴き取りを実施し、2077人分を回収したものである。調査結果の概要は配布資料のとおりであるが、当庁における今後の広報活動にとって参考となる結果を3つ挙げると、①裁判員制度開始に関する認知は、約7割という高い数値が示されている一方、「裁判員裁判への参加意識としては、参加したくない」という割合が約7割を占めること、②裁判員の役目を果たすためには、会社の経営者や幹部に対して、裁判員制度の理解を広める必要があるという回答が44.1%であったこと、③裁判員制度についてどのようなことを知りたいかに対する回答では、「裁判員の安全やプライバシーの保護」42.1%、「裁判員の具体的な役目」40.7%、「裁判員制度が導入される意義」35.1%など、国民に相当な不安や抵抗感がある回答結果である。しかし、裁判員制度の広報活動は、今年度から本格的に開始したばかりであり、福岡地方裁判所としてこれから何ができるのか、各委員の御意見を伺い、より有効な広報活動を行っていきたい。

また、当庁での来庁者アンケートの結果や内閣府の世論調査の結果を踏まえ、「裁判員制度の導入の趣旨、裁判員の役目や手続など制度面の説明」を中心に、法曹三者と連携を図り、市民のニーズに合った広報活動を心掛けたい。

現在、検討している広報活動は、①各市町村の広報担当者が県庁に参集される機会に当庁職員を派遣して説明するとともに、各市町村の広報誌に裁判員制度に関する記事を掲載していただけるよう依頼すること、②商工会議所へ赴いて、各種業界団体の会合等においても時間をいただき、経営者や企業幹部の方々に対して、裁判員裁判への参加のための環境作りという意味を含め、裁判員制度を説明し、その理解を広めること、③教育委員会や大学などへ赴き、学校に裁判官が出張して講義をする「出前講義」や裁判所見学の説明をし、これらを積極的に活用していただくことを呼び掛けるなどして、裁

判所の役割や司法教育の必要性への理解を広めること、④外部向けの広報誌を平成17年度中に発行できないか、などであり、地道な手法ではあるが、こうしたものを具体化しているところである。

なお、憲法週間行事の一環として、5月13日に裁判員制度の制度説明会を、午前中は大学生を、午後は一般市民を対象に開催する。

(5) 裁判所来庁者へのアンケートや世論調査結果等の報告を踏まえた、今後の広報活動等についての意見交換

◎ 今回の世論調査では質問内容が不適切な部分もあり、国民にどうやって裁判員制度に参加してもらうかという目的や戦略面がぼやけているのではないかとと思われる。

◎ 裁判所のアンケートや世論調査結果からすると、国民が裁判員制度に対して抱える不安や疑問は多種多様なものがあり、いろいろな機会を捉えてこれらに答えていく必要があるし、参加者意識をどう高めていくかが重要だ。

○ 通常、広告は、コンセプトを統一して行うのが当たり前だが、法曹三者で行っている裁判員制度の広報活動は、使用している挿絵一つ取っても違いがあったりして、極端に言うと全く異なったものを広報しているようなイメージさえ受ける。今後の広報活動では、法曹三者が協力して統一的なコンセプトを持ち、より効果的な活動をすべきである。

◎ 裁判員になることの意義を広報し、この制度が、義務であるとともに権利であることを理解してもらおう。そして、この権利の部分を大きく育てることによって、裁判員に意欲をもって参加できるように啓蒙することが重要である。

◎ 先日、博多駅前、約1時間半で3000部のパンフレットを配布したが、二十歳以下の若者も受け取ってくれた。配布の後、周りを調べたが捨てられていたものは少なく、若者でも受け取ってくれた人は多少なりとも興味を持ってきているものと考えている。

◇ 裁判所見学を訪れる方々に対しては、当庁で独自に1万部作成した裁判員制度広報用のクリアホルダーとリーフレット、更に法曹三者作成のリーフレットを渡しながら裁判員制度の説明をしている。今後、市民のニーズに合わせた新たなリーフレットを作成し、クリアホルダーに挟み込んで渡すことも考えている。部数を1万部としたのは、昨年1年間の裁判所見学者が約6千人だったので、これに今後のプラス分を見込んだものである。

福岡以外での広報活動の内容は、正確には把握していないが、奈良地方裁判所では、通りに面した庁舎の敷地内に大きな立て看板を立てている。

○ 国民にとって大変重大な制度の導入であることを考えれば、政府がロゴとかカラーとかを統一し、大々的に広報をする必要があると思われる。

○ 名古屋の博覧会では、関係者や市民が同じバッジを付けたりして、街全体で協力している雰囲気があるが、裁判員制度においても、国民全体の問題として参加意識を醸成し、ムードを盛り上げるために統一的な行動をとることは意義がある。

△ 例えば先ほどのバッジであれば、みんなが付けていると欲しくなったり、あるいは小さな子供に付けてもらえると更にムードが盛り上がると思う。とにかくビジュアルなもの、目につきやすいものから入ることが有効だと思う。また、国民を引き付けるためには、世代別に国民的な人気者や憧れの人などに、イベントへの参加などの協力をしてもらうことも効果的なのではないか。

○ 国民に対する裁判員制度の認知度を高めるためには、目に見える形の継続的なアピールが必要で、市や県の協力が不可欠である。

○ 一般市民、特に主婦は、市政だよりなどにはよく目を通してしているので、福岡地方裁判所で取り組もうとしている官公庁の広報誌に裁判員制度に関する記事を掲載してもらうことは有効だと思う。

◇ 昨年からすでに篠栗町、太宰府市、水巻町などいくつかの市町村には記事の掲載依頼をし、実際に掲載をしてもらっている。

- 定年退職をした方々は、知識や経験が豊富なだけでなく、時間的な余裕もあり、裁判員制度の広報活動の役割分担をしてもらうことで、世の中を変えらるという大きな使命感と新たな活躍のステージを与えることになると思われる。
- 今後、学生などの若い世代に対しては、学校での法科教育をカリキュラムとして取り入れていく必要があると考える。
- ◎ 今後一番問題になってくるのは、裁判員制度に総論的には賛成し、各論で反対意見を持っているような企業経営者ではないかと思っており、何らかの対策が必要だと考えている。
- 裁判員制度は理念が先行して法律が作られ、制度広報などその後のことは現場に任される形になっており、今後は、更に法曹三者が一致協力して広報活動に力を入れていくしかないと考えている。ここでの大変有意義な議論は、議事録をホームページに掲載するだけでなく、別のルートなどでも上に伝えていきたいし、当庁で対応できることは早期にやっていきたい。

(6) 模擬裁判ビデオについて

(福岡地方裁判所 轟田一夫 刑事首席書記官から本日視聴する模擬裁判ビデオの概略説明及び現行と改正後の刑事裁判手続についての説明後、ビデオ視聴)

※ ビデオを視聴しての意見交換は、次回行われる予定。

(7) 次回期日について

第8回 7月5日(火) 午後1時30分